

第3章 有害情報の現状

インターネット上の違法・有害情報のサンプル収集を行い、「違法情報には該当しないが、公共安全や善良な風俗を害するような情報」に該当すると想定される情報を有害情報と捉え、以下のように類型化した。

有害情報の類型化

大項目	中項目	備考
性に関する情報	出会い系サイト	
	非一般的な性情報	
不快な情報	死体その他	
	暴力、残虐行為	
犯罪・自殺等を誘発する情報	自殺を誘発する情報	
	薬物に関する情報	
	不正アクセス、コンピュータウイルス等に関する情報	
	爆弾・武器等の製造方法 その他の犯罪を誘発する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッキング方法 ・盗撮方法 ・殺人方法 ・その他犯罪行為の方法
差別を内容とする情報		
被害者及びその家族の気持ちを逆撫でする情報	不謹慎なゲーム	
	不謹慎なコメント	

以下、個々の有害情報毎に、インターネット上のコンテンツ状況について整理する。

I. 性に関する情報

法的にはわいせつ（わいせつの法的定義については違法性コンテンツの「IV. わいせつ・ポルノ」の項を参照）とはいえないが、青少年の健全な育成を図る上で悪影響を及ぼすことが懸念される性情報がインターネット上に存在している。

また、価値観の違いから成人であっても不快感を感じるような特種な性嗜好に関する情報が掲示されているケースもある。

①出会い系サイト

見知らぬ異性が互いに出会いを求めるための仮想空間がインターネット上にある。一般に「出会い系サイト」と呼ばれている。本来、この出会い系サイトは異性だけでなく、メール友達を探し、交友を広めるためのコミュニケーション・ツールの一つであるが、中には出会い系サイトを通じて売買春相手を探すケースもある。

出会い系サイトとは、電子掲示板のようなサイトであり、自らのプロフィールやコメント等をサイトに登録した後、他の登録者の中から気に入った人物にサイトを通じて連絡を取るというシステムである。そのため、閲覧できる情報は他人のプロフィールとコメント程度である。しかし、閲覧できるコメントが違法でない程度の卑猥な言葉であることも場合も多々ある。

②非一般的な性情報

陰部を隠したり、わいせつと判断されそうな画像をカットしたりしているため違法性を問えないが、興味のない者にとっては不快感を覚える性情報がインターネット上には存在する。また、青少年の健全な成長を阻害するといった観点から有害な情報と捉えられることが多い。

例えば、ホモセクシュアルの文章・画像、**3**人以上の性行為に関する文章・画像、動物との性行為に関する文章・画像、特定の部位に異常な程の愛着を感じるフェティシズムに関する文章・画像などである。

これらのサイトではトップページで「**20**歳未満ですか？」などと未成年かどうかの認証を求めるケースもある。

これらの情報が犯罪につながったこともある。特に出会い系サイト関連の事件が多い。例えば、**2001**年**4**月には茨城県で**19**歳の少年が出会い系サイトで知り合った女性を絞殺する殺人事件が発生している。他にも、**2002**年**7**月には京都府の男性が出会い系サイトで知り合った女性**15**人に売春を強要する事件や**2002**年**5**月には富山

県の男性が出会い系サイトで知り合った女子中学生にわいせつ行為をしたとして、児童買春禁止法違反で逮捕されている。

このようなサイトを通じて事件が発生しているものの、現行法ではコンテンツに違法性はない。

II. 不快な情報

不快な印象を与える画像などを掲載したサイトがインターネットに存在している。こうしたサイトでは、「奇妙」「奇怪 (**Bizarre**)」「悪趣味」といった言葉で括られる画像などの提供が行われている。具体的には、死体、戦争、排泄行為、嘔吐などの写真やCG・イラストといった画像が掲載されている。電子掲示板で投稿を募っているサイトもある。

多くのサイトでは、残虐や性的な描写や表現が含まれているため青少年に教育上悪いといったことを理由に、「**18**才未満閲覧禁止」「これらの画像で刺激を受ける可能性の有る方、現実と区別をつけられない方の閲覧を禁止します」といった注意文がトップページにかかっているケースが多い。

こうしたサイトは直接犯罪に結びつくような類のものではないため、法律等で取締りされているわけではないが、ホームページを閲覧している人を不快にさせるとともに、青少年に影響を与えないとも言えない。

①死体その他

自動車事故現場、戦争時の死体をはじめとして、内臓、排泄行為、嘔吐などの不快な画像が掲載されているサイトがある。死体の画像だけを集めたサイトも有り、焼死体、絞殺死体、切り取られた体の一部(足など)、交通事故現場などの写真や監視カメラによる殺人現場の動画などが掲載されている。

②暴力、残虐行為

CG、写真合成などによって、殺人、拷問の場面といった画像を掲載しているサイトがある。特に、アニメの少女キャラクターをとりあげ、加工しているケースが多く見られる。また、「暴力」、「いじめ」といったことをテーマとした小説も多く掲載されている。

こうした画像等は見世物的に取り扱われているケースが多く、医学目的で撮られた写真等であっても、おもしろおかしく取り上げ、簡単なコメントが掲載されているケースが多い。

Ⅲ. 犯罪・自殺等を誘発する情報

1. 自殺を誘発する情報

自殺に関するサイトがある。自殺者の統計など自殺を社会的側面からみたサイト、自殺を思いとどまらせるための相談サイトや掲示板、体験記などがある一方で、自殺というテーマをおもしろおかしく取り上げ、衆目を集めることだけを目的とするようなサイトも存在する。特に、自殺する方法を記載した本に影響を受けて自殺する方法を掲載したり、自殺する方法をテスト、占いするといったサイトがある。これは、「目立ちたがり」「自分に自信がない」といった設問を複数回答することによって、回答者にあった自殺方法を占うものである。これらの占いでは感電自殺、ガス自殺などのタイプが提示される。

多くのサイトでは、「このサイトは自殺を奨励するものではありません」といった注意文が記されている。

近年、自殺する方法を記載した本を読んでいたと思われる学生等が自殺したケースが複数あったことから、その図書の有害図書への指定が問題となった。同様のことがホームページの場合でもありうる。

2. 薬物に関連する情報

麻薬といった違法な薬物、医師の処方箋が必要なものを含めて合法的な薬物などを対象とする情報を提供しているサイトがある。

こうしたページでは、以下のような情報提供が行われている。

- ・ドラッグの種別
- ・効果（違法なもの、合法的なもの）
- ・副作用について（中毒など）
- ・使用方法
- ・体験談
- ・合法的なドラッグの入手方法

薬物の危険性を周知するサイトも多いが、こうしたサイトの一部は、ドラッグの効き目やドラッグ体験などが面白おかしく書かれている。また、これらのサイトにある掲示板では、ドラッグの売買情報が掲載されている（掲載内容の真偽は不確か）。

こうしたサイトでは、トップページに「当ページは法律を犯す事を勧めているわけではない」といった注意文が掲載されているケースが多い。

合法ドラッグを販売している販売業者のサイトもあり、興味をあおるような宣伝文が掲載されている。また、国内未承認薬を個人輸入代行するといった業者のサイトも

多くある。

こうした販売業者やオークション、電子掲示板を利用した個人取引等によって、ドラッグが容易に入手することができるようになっており、社会問題化している。

3. 不正アクセス、コンピュータウイルス等に関する情報

不正アクセス等ハイテク犯罪を行うための手法やノウハウを紹介しているサイトがある。これらのサイトでは、直接的な攻撃方法だけではなく、接続元を割り出しにくくするための偽装方法等の情報についても提供されている。

情報提供だけではなく、不正アクセス等に利用できるツールが掲載され、誰でもダウンロードすることが可能なサイトも存在している。これらのサイトで提供されているツールは、ポートスキャンツールやメール爆弾、**Ping** 攻撃ツール、パスワードクラッカー等、多様である。

コンピュータウイルスを掲載しているサイトもある。こうしたサイトを通じて、過去に大きな感染被害をもたらした **Love Letter** ウイルスや **Klez** 等を入手することもできる。また、トロイの木馬型のウイルスも掲載されており、情報の盗聴などに悪用されるおそれがある。

その他、ブラウザクラッシャーの手口を紹介するサイトがある。サイトには、ブラウザクラッシャーのソースコードが書かれており、これをコピーして利用することで、利用者の **PC** に攻撃を与えることができる。

不正アクセスなどの被害が増加している中で、これらの情報やツールの提供をインターネット上で行うことに対して問題視する意見もある。しかし、現状ではこれら不正アクセス等の手法を解説する情報だけでは違法情報とはいえない。またクラッキングツールやコンピュータウイルス等の不正プログラムを **Web** 上に掲載する行為自体も違法とすることはできない。現行の刑事法には、不正プログラムについて、その保有、入手、流通及び製造に対する罰則がなく、実際にこれらの不正プログラムを使用し、何らかの被害を生じさせるような場合にのみ罰則があるだけである。

4. 爆弾・武器などの製造方法

インターネット上では、爆弾製造法に関連した情報や、爆発物の製造法を説明したマニュアル本の内容を紹介するサイトが存在している。こうしたサイトでは、比較的容易に入手できる材料を用いた爆弾の製造方法や、爆弾の殺傷力を高めるための方法、爆弾の使用方法等の解説が行われている。ニトログリセリンやテルミット等の製造法を解説したサイトもある。

また、手紙爆弾、火炎瓶、地雷等の製造法等を解説しているものもある。その他、原爆製造法と称する文書も掲載されている。

ホームページ上で提供されている爆薬製造法の例

1. 大きな瓶に硝酸を入れる
2. 塩粒同様に砕いた〇〇を少量ずつ加え攪拌する。
3. 全ての〇〇が、硝酸の中で溶けたら湯を入れたボールに瓶を入れ溶液を温める。
4. 湯を入れたボールから瓶を移し、冷たい水を入れたボールに置き冷やす。
5. 水を溶液に加えると白い塩のような粒が現れる。

～以下省略～

(注) ホームページに掲載されている情報から具体的な物質名や容量、温度等の情報を省略して記述した。

こうした情報は「純粋な知的興味を満たすもの」、「防犯目的」等として掲載されているケースもあるが、中には「むかつく相手に使える」という主旨で掲載しているサイトもある。

これらの情報をもとに爆弾を製造した事件も発生している。例えば、**2002年7月**に起こった東京の「ゆりかもめ」駅構内爆発事件で逮捕されたのは高校生であり、爆弾製造法はインターネットのホームページや掲示板などを通じて入手したとしている。

但し、現行法では爆弾の製造法をインターネットに公開しても、それだけでは違法とは言えない。

5. その他の犯罪を誘発する情報

①ピッキング方法

インターネット上では、ピッキング方法を解説したマニュアル本やビデオの宣伝・販売が行われている。マニュアル本には、「実行すると刑法等に触れる恐れがある」内容も含まれていると宣伝しているものもある。

また、ピッキングに利用できる特殊工具の販売を行っているサイトもある。住宅用だけでなく、車用の解錠器具を販売しているところもある。

さらには、インターネット上で鍵の原理や、ピッキングに使用する道具、鍵の開け方等について、解説図を交えて詳細に紹介しているサイトも存在する。

②盗撮方法

盗撮方法や盗撮に利用できる各種機器の紹介を行っているサイトが存在する。各種撮影機器の性能等の紹介にとどまらず、靴などにカメラを仕込み盗撮する方法を解説しているものもある。

また、盗撮による画像の投稿を募集し掲載しているものもある。

これらのサイトでは、盗撮行為を推奨・幫助するものではなく、あくまでも参考情報であるといった記述がなされている。

③殺人方法

殺人の方法を解説するサイトが存在している。こうしたサイトでは、武器を使用したもの、武器を使用しないもの等、さまざまな殺人方法の紹介が行われている。解説図を用いながら詳細な説明を行うものもある。

こうしたサイトでは、「防犯目的」等のために掲載しているものであり、殺人や暴行を奨励する目的ではないとしている。

④その他犯罪行為の方法

「裏情報」、「危険情報」等として様々な犯罪まがいのアイデアを多数集めて掲載しているサイトがある。クレジットカード詐欺の方法や仮名口座の開設方法、他人の印鑑の偽造方法等が情報として掲載されている。中には会員制の有料情報としてこのような情報を販売しているサイトも存在する。

また、より具体的に万引やコンビニ強盗等を成功させるためのポイントや、手口を紹介しているものもある。

これらの情報は「知的好奇心を満たす」、「店舗側の防犯対策向上に役立てる」ことを目的として掲載しているとしており、「決して実行しないで欲しい」、「実行して生じた結果に対して一切責任は負わない」といった断り書きが書かれている。

IV. 差別を内容とする情報

インターネット上には他人を差別する内容の情報が散見される。門地による差別、人種による差別、性別による差別、身障者に対する差別などである。差別コンテンツは、特に電子掲示板の発言で見受けられることが多い。

コンテンツの具体例として、電子掲示板における特定人種や門地の人々を示す差別用語を使用した発言、「〇〇出身の者は殺せ」等と特定の門地出身者を侮蔑する発言や被差別部落の所在をリストアップするなど差別につながる情報等が挙げられる。

このような情報は差別された人を不快にさせるだけでなく、閲覧者である第三者がその情報をもとに差別を行うなど、差別を助長させる可能性もある。また、このような偏った情報は子供の教育にも悪影響を与えることが懸念される。

しかし、差別コンテンツでも具体的な人物を名指した表現や人物が特定できるような表現であれば、名誉毀損罪等の違法行為となるものの、特定の個人に対する差別でなければ、差別コンテンツを禁止する刑罰規定が存在しない。そのため、これらのコンテンツは違法にはならない。

V. 被害者及びその家族の気持ちを逆なでする情報

インターネット上には犯罪被害者やその家族たちの気持ちを逆なでするようなコンテンツが存在する。犯罪被害に遭遇したことで肉体的・精神的ダメージを受けている者に対して不謹慎なコメントや被害者やその家族が不快に思う内容のゲームなどが見受けられる。これらのコンテンツは名誉毀損等の違法行為につながるが、犯罪自体をパロディ化もしくは揶揄したものであることが多く、犯罪被害者やその家族たちに精神的なショックを与えることが考えられる。

①不謹慎なゲーム（地下ゲーム）

凶悪事件や世間をにぎわせた事件をモチーフにしたコンピュータゲームが存在する。このようなゲームは「地下ゲーム」と呼ばれている。地下ゲームの多くは、事件をパロディ化したり、揶揄したりしており、モチーフとなった事件の被害者やその家族が不快に思える内容である。

有名な地下ゲームとしては、地下鉄サリン事件をモチーフにしたゲームが挙げられる。このゲームは、東京都内の地下鉄駅にサリンを撒き、被害者数を競うという内容である。他にも大阪教育大学附属池田小学校における児童殺害事件や和歌山毒物カレー事件をモチーフにしたゲームなどもある。

②不謹慎なコメント

社会的に問題となった事件や出来事を冷やかしたり、揶揄したりする文章やコメントがインターネット上で見受けられることもある。このような文章やコメントは、「悪いのは被害者だ」、「事件は被害者のでっち上げだ」等と被害者やその家族の心情を害するような内容となっている。

このような情報は、新聞等のマスコミが不謹慎な事例として取り上げ、社会問題化することがある。例えば、地下鉄サリン事件直後に出回った地下鉄サリンゲームは不謹慎ゲームとして話題となった。しかし、これらのコンテンツは現行法では違法とは言えず、取り締めることは難しい。

第4章 まとめ

1. 違法情報に関する法的評価

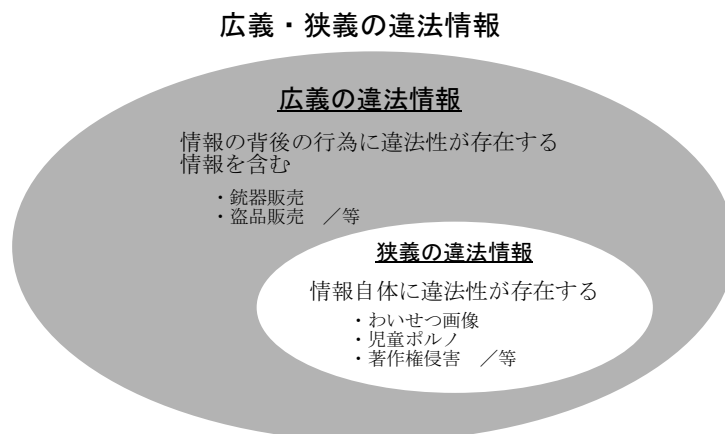
違法情報には、以下の2種類の情報がある。

- ・法令に違反したり、他人の権利を侵害したりするような情報
- ・犯罪が行われている疑いのある情報

前者は、ホームページ等のコンテンツで提供されている情報自体に違法性があり、ホームページなどを見るだけで判断が行える。具体的には、わいせつ画像の掲載等が相当する。

後者は、ホームページに掲載されている情報から犯罪行為が行われている可能性が読みとれるものの、掲載されている情報そのものの違法性をすぐに判断することはできない。具体的には、インターネットを通じた拳銃の売買等が相当する。拳銃販売の広告単体では違法とは言えず、拳銃販売広告の裏にある所持や譲渡という行為が存在することにより違法となる。

こうしたことから、前者を「狭義の違法情報」、前者と後者をあわせて「広義の違法情報」と捉えることができる。



本調査では、違法情報を幅広く捉え（広義の違法情報）、その違法性について法的な評価を行った。

狭義の違法情報については、既存法令の適用（例：インターネット上のわいせつ画像掲載への刑法 175 条の適用等）、インターネットでの流通を想定した新しい法令の適用（例：映像送信型風俗特殊営業 等）により対応が図られている。

広義で付け加えられた違法情報については、ホームページ上の情報の背後に存在する行為について、既存法令を適用するといった対応がなされている。

インターネット上の違法情報に関する法的評価を次ページにまとめる。

違法情報の違法性評価

大項目	中項目	小項目	違法	違法とはいえない	
不法売買	銃刀類取引関連	インターネットを通じた拳銃、モデルガン等の販売	銃刀法第三条(所持の禁止、譲渡し等の禁止)		
		ノミ行為関連	インターネットを通じたノミ行為	競馬法第 30 条(勝馬投票類似行為)	
	偽ブランド品、盗品売買	インターネットを通じた偽ブランド品売買	商標法第 37 条(権利の侵害) 不正競争防止法第 4 条(損害賠償)		
		インターネットを通じた盗品売買	刑法 235 条(窃盗) 刑法 236 条(盗品の有償処分のある等)		
	麻薬、覚せい剤等薬物取引関連	インターネットを通じた規制薬物販売	麻薬及び向精神薬取締法第 12 条 他関連法(所持、譲り渡し等の禁止)		
		インターネット上での規制薬物入手法等揭示	麻薬特例法第 9 条(規制薬物のあり、唆し等の禁止)		
		医薬品等の個人輸入代行			違法とはいえない
		未許可業者による医薬品等の販売	薬事法第 5 条(薬局開設の許可)		
	悪徳商法	ねずみ講	ねずみ講の開設、勧誘	無限連鎖講防止法第三条(無限連鎖講開設、勧誘)	
			マルチ商法	Web 等に特定商取引法に規定されている事項の表示がない	特定商取引法第 35 条(広告規制)
		Web 等に商品、特定利益に関する誇大広告がなされている	特定商取引法第 36 条(誇大広告)		
ギャンブル・賭博	海外宝くじ	国内事業者によるインターネットを通じた海外宝くじの販売、販売代行	刑法第 187 条(富くじ発売)		
		海外事業者によるインターネットを通じた海外宝くじの販売、販売代行	△違法性判断がわかれている		
		国内事業者によるオンラインカジノの開設	刑法第 186 条 2 項(賭博場開帳等凶利)		
		海外事業者によるオンラインカジノの開設	△違法性判断がわかれている		
わいせつ・ポルノ	わいせつ画像	わいせつ画像の掲載	刑法第 175 条(わいせつ物公然陳列)		
		わいせつ行為のライブ配信	刑法第 174 条(公然わいせつ)		
		マスク処理したわいせつ画像の掲載	刑法第 175 条(わいせつ物公然陳列)		
		海外のサーバを利用したわいせつ画像の掲載(日本国内に向けて)	刑法第 175 条(わいせつ物公然陳列)		
		インターネットを利用したわいせつ物の販売	刑法第 175 条(わいせつ物販売)		
		わいせつ画像の掲載を行っているサイトへのリンク	△違法性判断がわかれている		
	アダルト・コンテンツ	映像送信型風俗特殊営業の届出なく、有料でアダルトコンテンツを提供	風適法第 31 条の 7(無届出営業)		
無料でのアダルトコンテンツの提供				違法とはいえない	

違法情報の違法性評価（続き）

大項目	中項目	小項目	違法	違法とはいえない
わ い せ つ ・ ポ ル ノ (続 き)	児童ポルノ	児童ポルノ画像・動画の掲載	児童買春・児童ポルノ処罰法第7条（公然陳列）	
		合成写真による児童ポルノ画像の掲載（実在する児童の身体の大部分が描写されている写真等）	児童買春・児童ポルノ処罰法第7条（公然陳列）	
		実在する児童の姿態と認められる絵の掲載	児童買春・児童ポルノ処罰法第7条（公然陳列）	
		児童ポルノ（ビデオ、CD-ROM等）の販売	児童買春・児童ポルノ処罰法第7条（販売）	
		児童ポルノ掲載サイト情報の提供	△違法性判断がわかれている	
著作権、知的財産権	著作権関連	著作者に無断で商用ソフトを掲載し、閲覧者がダウンロード可能な状態にしているサイト	著作権法第23条第1項及び第30条第1項（公衆送信権侵害、複製権侵害）	
		商用ソフトのシリアルナンバーの掲載	著作権法第23条第1項もしくは刑法第233条（複製権侵害幫助、業務妨害罪）	
		著作者に無断で音楽ソフト、歌詞や楽譜を掲載し、閲覧かつダウンロード可能な状態にしているサイト	著作権法第23条第1項及び第30条第1項（公衆送信権侵害、複製権侵害）	
		エミュレータをダウンロードできるサイト		違法とはいえない
		エミュレータで動作させるソフト（ROMイメージ）を掲載し、閲覧者にダウンロード可能な状態にしているサイト	著作権法第23条第1項及び第30条第1項（公衆送信権侵害、複製権侵害）	
		他人のサイトへのリンク		違法とはいえない
		フレーム技術等によりリンク先の情報が当初の意図と異なって表示されるサイト	著作権法第20条（同一性保持権侵害）	
		フレーム技術等により他人のサイトをあたかも自分のサイトのように見せるリンクを貼っているサイト	著作権法第23条第1項（公衆送信権侵害）	
		他人のコンテンツ（ホームページや写真、記事等）を無断で掲載	著作権法第23条第1項及び第30条第1項（公衆送信権侵害、複製権侵害）	
誹謗・中傷	名誉毀損、信用毀損	私人を誹謗・攻撃する情報	名誉毀損罪、侮辱罪	
		公職人、著名人などを誹謗・攻撃する情報（公共の利益に関係しない情報、根拠のない情報、個人の攻撃等の掲載）	名誉毀損罪、侮辱罪	
		公職人、著名人などを誹謗・攻撃する情報（真実であり、かつ公益性のある情報で、私生活に関係ない事実の掲載）		違法とはいえない
		企業や組織を誹謗・攻撃する情報（公共の利益に関係しない情報、根拠の無い情報、役人の攻撃等の掲載）	名誉毀損罪、侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害罪	
		企業や組織を誹謗・攻撃する情報（真実であり、かつ公益性のある情報の掲載）		違法とはいえない

違法情報の違法性評価（続き）

大項目	中項目	小項目	違法	違法とはいえない
誹謗・中傷（続き）	肖像権、プライバシー権、パブリシティ権	私人の個人情報の無断掲載	民事上の違法行為（プライバシー権の侵害）	
		自ら撮影した画像を被写体に無断で掲載	民事上の違法行為（肖像権の侵害）	
		自ら撮影した画像（被写体が公共の場など風景の一部として写っている場合）を被写体に無断で掲載		違法とはいえない
		著名人の写真の無断掲載	民事上の違法行為（パブリシティ権の侵害）	
		著名人のコラージュ画像を掲載	民事上のパブリシティ権の侵害、刑事上の名誉毀損罪、著作権法違反	

2. 有害情報に関する評価

有害情報は、その有害性により以下の4つに分類できる。

(1) 社会不安に結びつく有害な情報

犯罪行為の解説や犯罪行為に利用できるツール等の掲載を行うなど、犯罪を誘発する情報は、社会不安に結びつくという観点から有害である。

例えば、インターネット上には爆弾製造法を解説するホームページが存在するが、これらの情報から知識を得て実際に爆弾を製造し、爆発させるといった事件が発生している。また、不正アクセス、コンピュータウイルス等に関する情報では、不正アクセス手法等の解説のみならず、ハッキングツールやコンピュータウイルスそのものを掲載しているホームページも存在する。

これらの情報から犯罪手法に関する知識を得て防犯目的に役立てることも可能であるが、一方で犯罪を誘発する恐れがある。

現在のところ、こうした情報を取り締まる法律はないが、今後、こうした情報を元にした犯罪が多くなれば法規制を含めた検討が必要になるものとする。

但し、その場合には、以下の点に関して慎重な検討を要する。

- ・表現の自由とのバランス
- ・有害性の客観的な判断方法、定義方法
（防犯目的等正当な目的での情報提供との弁別方法 等）
- ・国際的な整合性 / 等

(2) 倫理的・道徳的に不適切な情報

人種や宗教、障害等に等に対する差別表現や犯罪被害者の心情を逆撫でするような情報等、倫理的・道徳的な観点から年齢や価値観等に寄らず広く有害と捉えられる情報である。

これらの情報を直接的に規制する法律はないため違法ではないが、差別等を助長・誘発する恐れがあり何らかの対策を行う必要がある。

(3)利用者の価値観により有害となる情報

利用者の価値観により不快感を感じる情報がある。特定の嗜好を持った利用者にとっては関心のある情報であっても、価値観の違いから不快感や嫌悪感を生じる情報がある。特種な性嗜好に関する情報や、死体や暴力・残虐表現等が該当する。

(4)青少年の健全な成長を阻害する情報

青少年の健全な成長を阻害する恐れがある情報が挙げられる。

青少年の健全な成長を図る目的で、都道府県レベルで条例が多く制定されている。例えば「東京都青少年の健全な育成に関する条例」第8条（不健全な図書類等の指定）第1項第1号では、青少年の健全な育成を阻害するものとして「(前略)その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの」を指定することができる³としている。

有害情報の類型化

大項目	中項目	利用者によらず共通		利用者により異なる	
		社会的不安に結びつく有害情報	倫理的・道徳的に不適切な情報	利用者の価値観により有害となる情報	青少年の健全な成長を阻害する情報
性に関する情報	出会い系サイト			○	○
	非一般的な性情報			○	○
不快な情報	死体その他			○	○
	暴力、残虐行為			○	○
犯罪・自殺等を誘発する情報	自殺を誘発する情報		○		○
	薬物に関連する情報	○			○
	不正アクセス、コンピュータウイルス等に関する情報	○			○
	爆弾・武器等の製造方法	○			○
	その他の犯罪を誘発する情報	○			○
差別を内容とする情報			○		○
被害者及びその家族の気持ちを逆撫でする情報	不謹慎なゲーム		○		○
	不謹慎なコメント		○		○

³ 指定に際しては、学識経験者らから構成する東京都青少年健全育成審議会の意見を聞かなくてはならない。

3. 違法・有害情報への対応策

違法・有害情報に対しては、以下のような対応策が重要となる。

(1)法執行機関による違法情報の取り締まり

警察においては、サイバーパトロールとして、違法情報、有害情報の把握、違法情報の検挙等の措置を講じている。

特に、違法情報は、法令に違反したり、他人の権利を侵害したりするような情報及び犯罪が行われている疑いのある情報であり、法執行機関による取り締まりを進め、インターネット上の適正な情報流通を確保していく必要がある。

違法・有害情報の把握に関しては、サイバーパトロール・モニター制度等の民間との連携や、児童ポルノ画像児童検索システム等の技術的対応を図り、進めていく必要がある。

(2)ISPによる自主的対応

プロバイダー事業者では、契約者との間の契約約款、会員規約等の中で発信してはならない情報が何か、そのような情報が発信された場合に事業者がどのような措置を行えるのかを定めているケースが多い。契約者が発信している情報に対して、苦情が寄せられた場合には、会員規約等に基づき、違法有害情報の削除要請等の措置が行われている。

また、**2001年11月**にプロバイダ責任法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が成立し、**2002年5月**に施行された。この法律では、ネットワーク上の情報流通により他人の権利の侵害がされた場合における、プロバイダ、サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などの損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示を請求する権利が定められている。これにより、プロバイダーが一定の要件のもとに違法・有害情報の流通防止措置を講じたり、発信者情報の開示請求に応ずることが可能になっている。

(3)民間のホットライン活動推進

違法・有害情報等に関して利用者からの苦情や相談を受け付ける民間によるホットラインが運営されており、今後、より重要な役割を果たすことが期待される。

英国のホットライン **IWF(Internet Watch Foundation)**は、市民から違法情報（特に児童ポルノ）に関する通報を受け付け、それらの情報を分析・評価し、**ISP**に削除

要請を行ったり、警察に通報するといった活動を行い、成果を上げている。

国内においても、インターネットホットライン連絡協議会が**2000年12月**に設立され、**2001年6月**からはインターネット関連の相談・通報ポータルページが運用されている。

(4)フィルタリングソフトの活用

違法・有害情報は、基本的に発信者に責任があるが、発信者のみに違法・有害情報の対応を求めることは困難である。特に有害情報においては、利用者の年齢や地域、価値観等により、有害性が異なることから、一律に流通を規制することはできない。従って、利用者側において、これらの情報を受信するかどうかを選択できるフィルタリングソフトの活用といった対応策が重要となる。

フィルタリングソフトを活用して、自分が利用したくない情報を選択することにより、これらの望まない情報に意図せず触れる危険性を減らすことができる。

しかし、フィルタリングソフトを活用したとしても、現状では日々変化するインターネット上の情報の全てに対応することは難しい。場合によっては望まない情報が表示される可能性があるなど、フィルタリングソフトの持つ限界を認識した上で利用する必要がある。

(5)違法・有害情報に関する知識等の普及・啓発

インターネットの情報発信者、利用者双方が、違法・有害情報に関する理解と認識を深めていく必要がある。

どのような情報が違法情報・有害情報となるのか、情報発信に伴う法的責任やリスクはどのようなかといった、インターネット上での健全な情報流通を確保する上で、情報発信者として守るべきルール、マナーを身につける必要がある。

また、利用者側においても、情報を取捨選択する判断力や、意図せず望まない情報に接触した場合における対処方法等の知識を身につける必要がある。